

平成 29 年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス報告書
(国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進本部決定)

平成 30 年 7 月 27 日

1. はじめに

官庁営繕部（本省）では、従前から発注者綱紀保持に努めてきたが、高知県内における入札談合事案を契機にコンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザー委員会を設置し、コンプライアンス推進のための取組を行っている。これらの取組を確実に実行するため、年度当初に「平成 29 年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画」（以下「平成 29 年度推進計画」という。）を策定している。

本報告書は、平成 29 年度推進計画に基づく取組の実施状況を評価し、取りまとめたものである。

2. 職員の意識改革

職員のコンプライアンス意識の向上に研修は非常に有効な手段であることから、研修活動に力を入れているところである。また、コンプライアンスに関する情報を素材として、職員に対し定期的に発信しているところである。

(1) コンプライアンス意識の向上に向けた研修等の徹底

【推進計画の記述】

部下職員に対し、コンプライアンスの取組について定期的な周知を図るとともに、外部講師による研修や部内研修を実施し、コンプライアンスへの職員の意識を高める。研修に当たっては、単に規則やルールを憶えることに止まらず、過去の事例に基づき自ら考えることに主眼を置くこととし、その成果を部内で広く共有することとする。

特に、新規採用職員及び部外からの転入職員に対しては、業務行動指針（解説版を含む。）及び当推進計画を印刷された文書で配布し、活用を促すことで、コンプライアンス意識の徹底を図る。

- 前年度に実施したコンプライアンスに関するアンケート結果を踏まえ、平成 29 年度から定期的な周知に取り組むこととし、平成 29 年 5 月と 10 月にコンプライアンスに関する情報を素材として部内職員に対し発信し、コンプライアンスに関する取組の認知度を高めるとともに、コンプライアンス意識の向上を図った。
- 平成 29 年 4 月と 10 月に官庁営繕部内の新規採用職員等を対象に、発注者綱紀保持担当者である管理課営繕企画官を講師として研修を行った。この研修では、発注者綱紀保持マニュアルに基づき、発注担当者の責務、発注プロセス、適正な業務のあり方等について講義を行った。

- 平成 30 年 2 月にリスク・危機管理、コンプライアンス等組織運営上の諸問題への対応を専門とする芝昭彦弁護士を講師としてお招きし、官庁営繕部職員を対象に、「コンプライアンスの理解と実践」をテーマとして研修を実施した（幹部職員を含む約 50 名が参加）。この研修では、コンプライアンスの目的や組織としての取組、個人としての心構えなどについて講義をしていただいた。
- 新規採用職員及び部外からの転入職員に対して、「職員業務行動指針」（解説版を含む。）及び平成 29 年度推進計画を配布し、課内会議を活用するなどその内容についての理解と活用を促した。

（2）発注者綱紀保持マニュアル及びセルフスタディ・チェックシートの活用

【推進計画の記述】

発注者綱紀保持マニュアル（以下「マニュアル」という。）及びセルフスタディ・チェックシート（以下「チェックシート」という。）については、年度当初等の適切な時機に周知・活用を図り、入札契約関係業務の自己点検を進めることにより、発注事務の的確な実施を確保する。

特に、発注事務担当の新規採用職員等を始めとする必要性が高いと考えられる職員を対象として、マニュアルとチェックシートの解説を含む部内研修を実施する。

- 「発注者綱紀保持マニュアル」及び「セルフスタディ・チェックシート」の電子データを官庁営繕部の共有フォルダに保存し、職員が適宜活用できるよう環境の整備を図った。
- 「発注者綱紀保持マニュアル」については事例の更新等を、「セルフスタディ・チェックシート」については記載の適正化など、それぞれ所要の見直しを行った。
- 平成 29 年 4 月と 10 月に官庁営繕部内の新規採用職員等を対象に、発注者綱紀保持担当者である管理課営繕企画官を講師として研修を行った。この研修では、発注者綱紀保持マニュアルに基づき、発注担当者の責務、発注プロセス、適正な業務のあり方等について講義を行った。【再掲】

（3）不当な働きかけに対する報告の徹底

【推進計画の記述】

職員が、事業者等からの不当な働きかけを受けた場合や、他の職員が不当な働きかけを受けたことを知った場合において、綱紀保持規程に従い適切な対応を行うことを徹底する。

- 平成 29 年度において、不当な働きかけに対する報告を受けた事案はなかった。

3. 入札契約業務等の確実な実施

【推進計画の記述】

特に、コンプライアンスが求められる入札契約業務等について、制度の趣旨に沿って確実に実施するとともに、社会からの要請に応えるべく、必要に応じて見直しを行う。

- 入札契約業務等については、コンプライアンスの取組に影響を及ぼすような制度の見直しはなく、引き続き、関係法令を遵守し、入札契約制度の趣旨（公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発展）に沿って確実に実施した。

4. 情報管理の徹底

（1）情報セキュリティの徹底

【推進計画の記述】

国土交通省情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティ対策を徹底する。特に、最近大きな脅威となりつつある標的型メール攻撃への対策及び情報の作成時等の機密性の格付けを徹底する。

- 国土交通省全体の取組として、標的型メール攻撃に関する教育・意識啓発のため、不特定多数の職員に対し、偽装メール攻撃の抜き打ち訓練が2回実施され、当該メールの添付ファイルなどを開いた職員に対し、当該ファイル内などで注意喚起がなされ、これを機に改めて情報セキュリティ対策の重要性について周知した。
- 国土交通省情報セキュリティポリシーに基づき、作成又は入手した情報については、その内容に応じ、情報の格付を適切に実施した。また、機密性を要する情報については、パスワードを設定するなど情報セキュリティの対策を講じた。

（2）入札・契約に関する情報管理の徹底

【推進計画の記述】

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報については、発注者綱紀保持マニュアルに基づきその適切な取扱いを徹底する。

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持規程第5条第3項の規定に基づき、情報管理の点検を実施した。
- 入札・契約手続運営委員会資料の電子データを保存するフォルダにアクセス制限をかけたほか、入札・契約関係文書の保管に当たっては、保管場所を施錠して厳重に管理するなど、発注者綱紀保持マニュアルに基づき機密情報の取り扱いを徹底した。

- 執務室への自由な出入りが制限されている旨の掲示について、掲示内容等を事業者により一層認識いただけるよう改善するとともに、執務室入口に国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持規程を提示し、事業者に対し、法令遵守に関する理解と協力の周知を行った。

(3) 行政文書の管理の徹底

【推進計画の記述】

国土交通省行政文書管理規則等に基づき、入札・契約に関する文書をはじめとする行政文書の適正な管理を徹底するとともに、その管理状況について点検を行う。

- 「行政文書の管理に関するガイドライン」及び「国土交通省行政文書管理規則」等の規定に則り、入札・契約に関する文書をはじめとする行政文書について、作成・取得、分類・整理、保存、移管、廃棄等の文書管理サイクルを適切に実施しているかについて、文書整理月間において重点的に点検を行った。
- 保存期間が満了した入札・契約に関する文書については、内閣府との廃棄協議が完了していることを確認の上、適切に処分（溶解処分）した。

5. 社会から更に信頼される組織づくり

コンプライアンスの基本要素の一つとして組織づくりは重要であり、官庁営繕部としても国民から更に信頼される組織となるための取組を進めているところである。

(1) 適切な広報戦略の推進

【推進計画の記述】

官庁営繕事業の役割や意義に対する国民の理解をより一層深めるため、国土交通省の戦略である『広報改革「伝える」から「伝わる」』に基づいて広報のあり方を検討し、戦略的な推進を図る。

- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づき大手広告代理店より採用された大臣官房広報課職員を講師に招き、広報力向上のための研修を平成30年1月に実施した（参加者計27名）。
- ホームページ掲載内容について、技術基準類のページに関して、よりアクセスしやすいよう改善するとともに、全体を通してリンク切れの集中点検を実施し、掲載内容に不備がないよう改善した。また、官庁営繕部の業務・施策に関して、以下のとおり積極的な広報を実施した。

<ポータルサイトの開設>

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議）において示された「公共建築工事における発注者の役割」に関して、発注者の役割を解説する図解や役割の理解促進を図るための解説書を掲載した「公共建築工事の発注者役割ポータルサイト」を平成 29 年 4 月 6 日に開設した。

<営繕工事積算>

変更契約の円滑化に資する「入札時積算数量書活用方式」について、適切な運用に資することを目的として、新たに「入札時積算数量書活用方式運用マニュアル」を作成し、ホームページに掲載した。また、熊本地震後の復旧工事の円滑な施工確保対策の一つとして作成した『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】について、熊本被災地の実情を踏まえた拡充を行い、ホームページに掲載した。

<木材利用の促進>

「木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項（案）」、「主な耐火構造部材の開発状況等のフォローアップ」、「国土交通大学校平成 29 年度専門課程木材利用推進研修」の案内等について、ホームページに掲載するとともに、その掲載内容を充実化した。また、「平成 28 年度公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ」について、新たにホームページで公表した。さらに、公共建築月間の期間中、3号館において木材利用に関するパネルを展示したり、子ども霞が関見学デーの開催期間中、見学待機スペースに木材利用に関するパネルや木材の実物を展示することで、官庁施設における木材利用推進の取組について、積極的に広報展開するとともに、国、地方公共団体及び民間企業等の職員を対象とした各種の講演や出前講座、研修において紹介した（講演名等：国土交通大学校研修、全国建設研修センター研修、東北地方整備局営繕行政セミナー、警視庁出前講座、日本青年会議所木材部会、木材利用推進中央協議会全国会議、木材利用と都市防災フォーラム）。

<防災機能を強化した官庁施設の紹介>

官庁施設の防災機能強化の PR として、大臣官房広報課主催の省内見学のメニューの一つである 3号館免震層の見学を計 11 回実施した（参加者計 177 名）。

<雨水の利用の推進>

「雨水の利用の推進に関する基本方針」（平成 27 年 3 月 10 日国土交通省告示第 311 号）に基づき、平成 28 年度における国及び独立行政法人等における雨水の利用のための施設の設置に関する目標の達成状況について取りまとめ、ホームページに掲載した。

＜施工合理化技術の導入促進＞

営繕工事の生産性向上に向けて、施工者から提案され導入された施工合理化技術の扱いについて明確にし、確実に成績評点に加算されるよう、営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用を改定し、ホームページに掲載した。

(2) 技術力・専門力の獲得・継承

【推進計画の記述】

適正な業務遂行の基盤である技術力・専門力を、組織として、また職員として獲得・継承していくため、自己研鑽の支援、現場見学会の実施、OJT、研修等の改善を引き続き推進する。

- 適正な業務遂行の基盤である技術力について、組織として獲得・継承していくため、以下の取組を行った。

＜資格取得・グッドプラクティスの顕彰＞

部録"営繕でグッドプラクティス・分野別の技術力に関する連載を配信・共有するとともに、資格取得・グッドプラクティス合同顕彰会を平成 29 年 11 月に開催した。

＜職員に対する継承＞

- ・ 全国建設研修センターの積算研修等において、担当職員が講師となることで、自己の説明能力や積算に関する技術力研鑽につながるようにした。
- ・ 国土交通大学校等において、営繕関係職員に対して営繕事業及び施策に関する研修を実施するとともに、研修時に使用された講義資料を関係職員への情報共有することで、技術力の獲得・継承のための自己研鑽の支援等を目的とした環境整備を図るため、資料のイントラネットへの掲載を継続した。
- ・ 各地方整備局等に対して「OJT 推進計画」の作成を第 1 四半期に依頼し、結果を取りまとめ各地方整備局等への情報共有を行った。
- ・ 技術や経験の継承を目的として、ベテラン職員と若手職員が参加する座談会（「経験知アーカイブ」）を平成 29 年 11 月に開催し、得られたアドバイスを取りまとめ、関係職員への情報共有を行った（参加者計 31 名）。
- ・ 官庁営繕部職員が、営繕に関する実務的・専門的な内容、先進的な取り組み事例等について学習、情報交換、意見交換等する場として、「建築塾」を平成 29 年 4 月、6 月、平成 30 年 3 月にそれぞれ実施した（参加者計 53 名）。

(3) PDCAサイクルを通じた業務の改善の検討

【推進計画の記述】

国民の視点に立った業務の改善を継続的に進めるため、CS調査の実施等を行う。

- 国民の視点に立った業務の改善を継続的に進めるため、以下の取組を実施した。

<CS調査の実施等>

平成29年12月に実施したCS調査の結果を取りまとめ、各地方整備局等に情報共有したほか、調査結果を営繕技術検討会や事業評価においても活用した。また、平成30年1月に開催した営繕技術検討会では、調査結果も活用し、営繕事業における取組及び事業の成果の施設整備へのフィードバックについて、外部有識者を交えて意見交換を行った。

(4) 公共建築分野における支援

【推進計画の記述】

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」（平成29年1月20日社会資本整備審議会答申）を踏まえ、公共建築工事の発注者に対して、その役割の理解の促進を図るとともに、適切な業務遂行が効率的になされるように、技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進を図り、また、公共建築相談窓口の利用を促進するなど、個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境を整備する。

- 公共建築に係るこれまで培った官庁営繕部の知見を活用することにより、公共建築分野の発注者等を支援するため、以下の取組を行った。

<公共建築相談窓口>

公共建築相談窓口での相談対応を継続して実施している（平成29年度は、全国で延べ2,293件の相談に対応）。

<建築設計業務委託の進め方>

地方公共団体に向けた適切な設計者の選定を行うための解説書「建築設計業務委託の進め方」の作成作業を行った。また、「発注者支援業務事例集」については、更新作業を行った。

<公共建築工事における工期設定の基本的考え方>

建設業の働き方改革を一層推進するため、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について、所要の見直しを行うとともに、従来の官庁営繕部取りまとめから中央官庁及び都道府県政令都市の営繕担当課長で構成される会議取りまとめに変更し、広く公共建築工事に普及・浸透するよう各地方整備局等、地方公共団体へ周知した。

<保全指導>

国の機関の施設保全責任者等が参加する「官庁施設保全連絡会議」を全国 53 箇所で開催し、1,639 機関（うち地方公共団体の割合は 18%（292 機関））、延べ 2,189 人が参加した。また、本省を始め各地方整備局等において平成 29 年度中に 1,095 件の保全指導を行った。

<木材利用及び環境対策等の推進>

国、地方公共団体及び民間企業等の職員を対象とした各種の講演や出前講座、研修において、官庁営繕における木材利用促進の取組みや環境対策等の理解促進の取組みについて紹介した（講演名等：国土交通大学校研修、全国建設研修センター研修、東北地方整備局営繕行政セミナー、警視庁出前講座、日本青年会議所木材部会、木材利用推進中央協議会全国会議、木材利用と都市防災フォーラム）。

6. 風通しの良い組織づくり

【推進計画の記述】

日頃の業務の中で改善したい点等について意見を募り、とりまとめた上で部内で共有し、業務改善に活用することとする。

- 平成 29 年 12 月に官庁営繕部職員を対象としたコンプライアンスに関するアンケートを実施した。アンケート結果については、部内で共有するとともに、コンプライアンスの取組の改善が必要と思われる項目や課題について整理し、次年度のコンプライアンスの取組に反映することとした。

7. 取組に関する全体的な評価

平成 29 年度推進計画では、外部講師による研修や部内研修の実施とともに、新たに「定期的な周知」に関する取組を追加し、更なるコンプライアンスの意識の向上を図ることとした。これらの取組については、一定の成果が出ていると認識しており、平成 30 年度以降も継続して実施することとする。

その他の取組については、平成 29 年度推進計画に基づき、着実に実施されたと評価できる。

引き続き、コンプライアンス推進計画に基づく取組を着実に実施するとともに、平成 29 年度に実施したアンケート結果を踏まえ、職員のコンプライアンスの意識の向上や風通しの良い組織づくりに向けて、取組の継続と充実を図るほか、新たな課題にも対応しつつ、今後とも職員一人一人がコンプライアンスに関して真摯に取り組むことができる環境を整備していくことが大切である。